

第 4 章

施策の体系と具体的な展開

表の見方

1 施策の体系 (P35)

基本目標 1 地域における助けあい・支えあい活動の推進

- 01 地域コミュニティの活性化
- 02 地域の社会資源を活かしたネットワークの充実
- 03 支えあい・見守り活動の推進

2 施策の具体的な展開 (P36 以降)

具体的な事業名の後には事業の進行管理や評価がしやすいように5ケタの事業番号を付しています。最初の数字は基本目標の番号、次の2ケタは施策番号、最後の2ケタは具体的な事業の番号を表しています。

【事業番号 (例)】 1 01 01 ⇒事業番号

↑

↑

1 施策の体系

地域福祉計画

基本目標 1 地域における助けあい・支えあい活動の推進

- 01 地域コミュニティの活性化
- 02 地域の社会資源を活かしたネットワークの充実
- 03 支えあい・見守り活動の推進

基本目標 2 安心してサービスを利用できるしくみの充実

- 01 福祉サービス基盤の拡充
- 02 情報提供と情報公開による質の向上
- 03 事業者への適切な指導

基本目標 3 地域で安心して暮らすための 包括的支援体制の充実

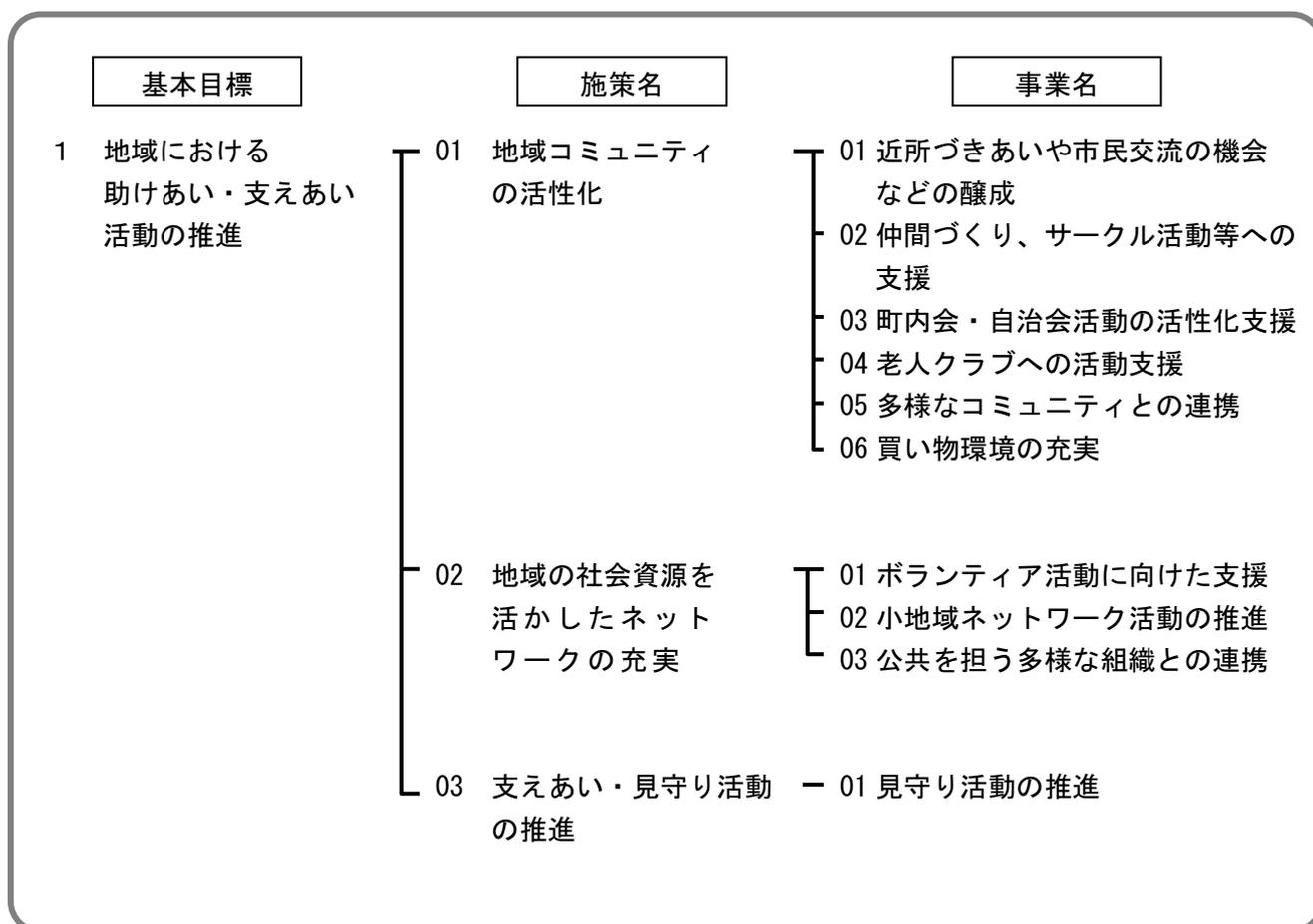
- 01 相談・支援体制の整備促進
- 02 保健・医療機関との連携
- 03 生活困窮者支援の充実
- 04 虐待防止と権利擁護支援体制の充実
- 05 災害時の支援体制の整備

基本目標 4 市民の意識の高揚と福祉人材の育成

- 01 「我が事」と考える福祉意識の醸成
- 02 福祉教育の推進
- 03 地域活動への参加の推進
- 04 地域福祉の担い手づくり

2 施策の具体的な展開

基本目標 1 地域における助けあい・支えあい活動の推進



(1) 地域コミュニティの活性化

《現状と課題》

近所づきあいの希薄化が進む一方で、高齢者等の孤立化を防ぐため、地域での見守りや支えあい運動の重要性が高まっています。また、近年の個人情報保護などの動きにより、見守りや支援が必要となる方の情報を把握・共有できないといった問題も生じています。

個人のプライバシーを最大限に尊重しつつ、住民一人ひとりがさまざまな機会や活動を通じて積極的に交流し、地域での活動を展開し、人と人のつながりを深めていくことが求められています。

《具体的な事業》

○ 近所づきあいや市民交流の機会などの醸成 (10101)

市民が身近に交流できる機会や場が確保できるよう支援し、近所づきあいを深め、助けあいや支えあいにつながるよう意識の醸成を働きかけます。

また、日頃から市民に対して、町内会・自治会が地域の重要な*コミュニティであることを広く周知し、さまざまな機会を通じて、町内会・自治会の退会防止と加入促進を図ります。

○ 仲間づくり、サークル活動等への支援 (10102)

仲間づくりの活動や社会参加の活動を促進するため、ボランティア講座等の開催を支援するとともに、公式サイトや各種ガイドを通じて、団体の活動や学習機会について広く市民への周知に努めます。

○ 町内会・自治会活動の活性化支援 (10103)

地域の重要なコミュニティである町内会・自治会が行う各種活動が、さらに活性化・充実するよう、さまざまな機会を通じて、町内会・自治会の退会防止と加入促進を図るとともに、助成金等の交付や、町内会連合会事業等の支援を行います。

○ *老人クラブへの活動支援 (10104)

地域における高齢者の交流に大きな役割を果たしている*老人クラブの活動の充実のために、魅力的な活動の展開、*老人クラブへの加入促進など、活性化に向け支援します。

また、高齢者自身が生涯現役として地域社会を支えていけることを目指して、ボランティアをはじめ、多様な社会参加の活動や健康づくり・介護予防活動に取り組めるよう、情報提供を行っていきます。

○ 多様なコミュニティとの連携 (10105)

市民活動団体や*NPO法人、事業所等との交流や、連携して行う市民活動等を促進していくため、関係団体による協議会を設置し、運営を支援します。

また、生涯学習においては、市職員等が講師として地域に出向く「*まちづくり出前講座」を実施し、地域のグループや町内会・自治会、PTA、各種団体等に対して市政情報等を提供していきます。

○ 買い物環境の充実 (10106)

買い物に出かけることが困難な方に、買い物をしやすい環境を提供するため、*はむら e 市場を運営する羽村市商工会等への支援や、配達サービスを実施している事業者情報の周知に努めます。

(2) 地域の社会資源を活かしたネットワークの充実

《現状と課題》

市内には、*地域包括支援センター、*地域活動支援センター、*子育て世代包括支援センター（「羽っぴー」）等による支援のネットワークや、その他多様な活動団体・組織によるネットワークが構築されています。また、市は市民活動やボランティア活動等を推進していますが、地域における支援が必要な方の把握や生活課題の解決のた

めには、活動団体・組織等の関係者間での情報共有やネットワークの強化が必要となります。

《具体的な事業》

○ ボランティア活動に向けた支援 (10201)

市民活動や多様なボランティア活動の振興を推進する*市民活動センターの活動を充実するとともに、福祉ボランティアについて、活動の活性化などを推進する*社会福祉協議会を支援します。

○*小地域ネットワーク活動の推進 (10202)

地域住民による支えあい活動である*小地域ネットワーク活動がより活性化するように、*社会福祉協議会を通じて支援を行います。

○ 公共を担う多様な組織との連携 (10203)

地域のネットワークづくりに向けて、町内会・自治会、*社会福祉協議会、*民生・児童委員等をはじめとして、交通・防犯や防災関係団体、市民活動団体、教育関係や健康づくり等の団体、*老人クラブやシルバー人材センター、福祉ボランティアや各種の*NPO法人等、多様な組織と連携・協力を図ります。

(3) 支えあい・見守り活動の推進

《現状と課題》

ひとり暮らしや社会参加が困難な在宅高齢者、障害のある人、子育て支援を要する家庭等については、安否確認とともに孤立感の解消などを図るため、関係機関による見守り活動や訪問活動が求められています。

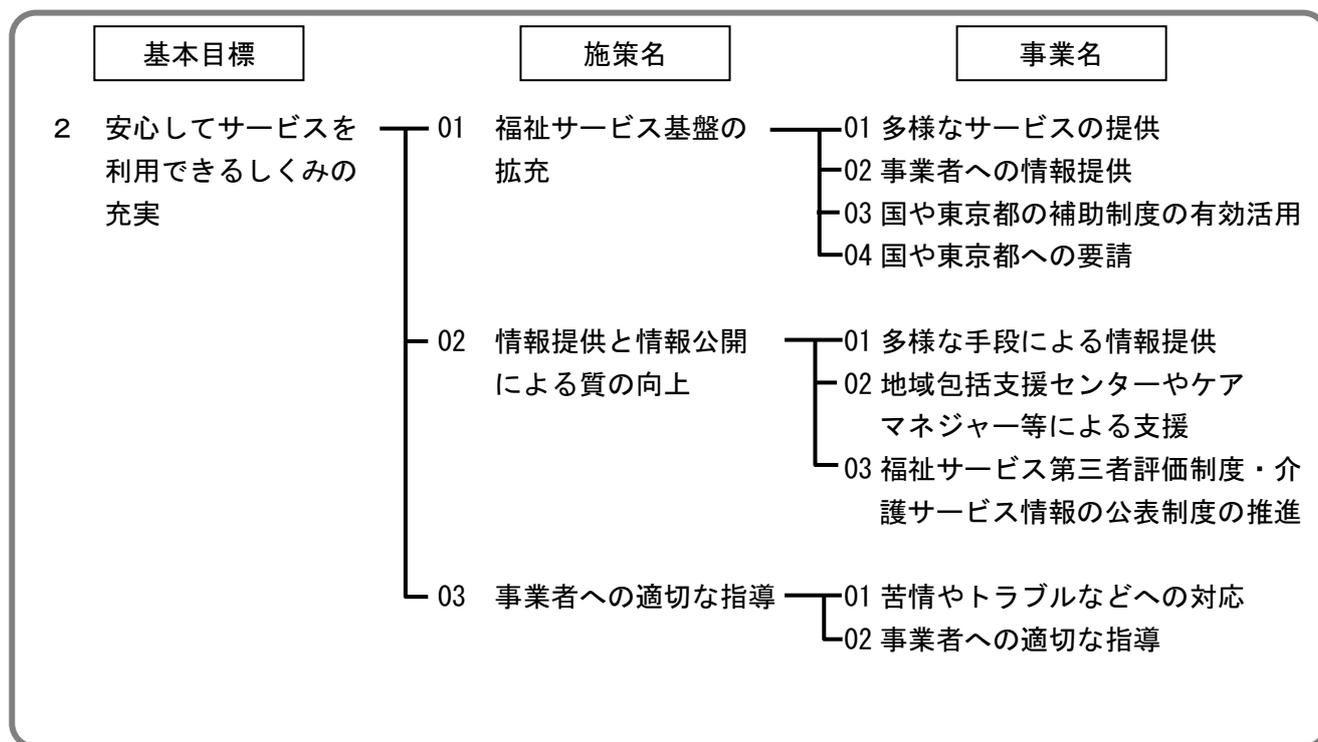
《具体的な事業》

○ 見守り活動の推進 (10301)

*民生・児童委員や*友愛訪問員による定期的な訪問、*老人クラブの友愛訪問、配食サービス、ボランティアによる見守り活動や訪問活動を推進します。

また、*社会福祉協議会が進めている*小地域ネットワーク活動などの地域住民による支えあい活動が促進されるよう支援するとともに、郵便局や新聞販売店等の配達業務事業者等との連携により、ひとり暮らし高齢者等の地域の見守り活動を推進し、ネットワークの強化に努めます。

基本目標 2 安心してサービスを利用できるしくみの充実



(1) 福祉サービス基盤の拡充

《現状と課題》

高齢者福祉の分野では、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画において、個人を尊重し、可能な限り住み慣れた地域で継続して生活ができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活支援の5つのサービスを一体化して提供していく「*地域包括ケアシステム」の深化・推進への取組みを進めています。重度化や介護者の高齢化の進行に伴い、地域の実情に合った介護サービス基盤の計画的な整備も求められています。

障害者福祉の分野では、地域生活への移行、就労支援の充実などの目標に向け、障害福祉サービスや*地域生活支援事業を展開しています。また、新たに障害児福祉の分野では、通所支援や相談支援等の提供体制の確保が求められています。

児童福祉の分野では、平成27年度から本格実施した*子ども・子育て支援新制度により、就学前の子どもの教育・保育、地域の子ども・子育て支援を計画的かつ総合的に推進しています。

また、安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、妊娠・出産期から子育て期にわたる、切れ目のない支援に取り組んでいます。今後は、関係機関との連携強化等による支援体制の一層の充実が求められています。

福祉サービスの多くが、利用者自らの意思で選択して利用する制度に移行しています。そのような中で、本人の意向を尊重しながら、身近な地域で自立した生活に必要な

な福祉サービス等が総合的かつ適切に利用できるよう、多様なサービス提供事業者の参入やサービス提供基盤の整備が求められています。

《具体的な事業》

○ 多様なサービスの提供 (20101)

高齢者福祉の分野では、介護サービスの量の確保や質の向上だけではなく、生きがいづくりや就労などを含めた高齢者福祉施策や介護予防・生活支援施策を推進していきます。

障害者福祉の分野では、障害福祉サービスに係る給付に加え、地域生活支援事業やその他の必要な支援を総合的に行っていきます。また、障害児福祉の分野では、通所支援や相談支援等の提供体制の確保に努めます。

児童福祉の分野では、子どもの最善の利益を前提に、保護者の多様な就労形態やニーズに対応した保育・子育て支援サービスの充実、*子育て世代包括支援センター（「羽っぴー」）を中心とした各種情報提供や相談支援を行い、サービスを円滑に利用できるよう切れ目なく支援をするなど、子育て支援施策を総合的に推進していきます。

○ 事業者への情報提供 (20102)

多様なサービスの提供やサービス量の確保、質の充実を図るため、事業者へ情報提供を行います。また、介護サービス事業者に対しては、市が必要とするサービスへの参入を促します。

○ 国や東京都の補助制度の有効活用 (20103)

福祉関連の国や東京都の補助制度は、施策の転換や制度の創設・廃止などにより目まぐるしく変動していますが、福祉サービス基盤の整備拡充のために、補助制度の積極的な活用を図ります。

○ 国や東京都への要請 (20104)

介護保険制度や高齢者福祉施策、障害者福祉施策等においては、国や東京都の制度や取組みに改善が望まれるものも見受けられます。こうした市だけでは解決が難しい問題については、他の市町村と連携し、国や東京都に改善などの要請を行います。

(2) 情報提供と情報公開による質の向上

《現状と課題》

福祉サービスなどの情報提供は、主に広報紙や公式サイト、各種リーフレット等を活用しています。その一方、閉じこもりがちな高齢者や障害のある人等、情報を必要とする人やその家族等に情報が届かない、理解されていないという現状もあります。

福祉に関する法律や制度、サービス等が目まぐるしく変化する中、情報を必要とする方に適切に情報が届き、また理解しやすい形で提供していくことが求められています。

また、福祉サービスに対する客観性や信頼性、専門性をより高める観点から、自己評価だけでなく、一定の基準を満たした中立的な第三者機関によって評価を行う*第三者評価に基づく評価結果の情報を利用者に提供していくことが必要です。

《具体的な事業》

○ 多様な手段による情報提供 (20201)

市の広報紙やふれあい福祉のしおり、公式サイト、携帯情報サイト、各種パンフレット等、多様な手段によって制度のPRや情報提供を行います。

また、第三者評価制度の評価結果や、*介護サービス情報の公表などを行う「*介護サービス情報公表制度」のPRを進め、利用者等の選択を支援する事業者情報の提供に努めます。

○ *地域包括支援センターや*ケアマネジャー等による支援 (20202)

*地域包括支援センターや*地域活動支援センター等では、利用者の相談に応じ、必要なサービス情報を提供します。

また、*ケアマネジャー等が利用者に適したサービスとサービス提供事業者の選択を支援します。

○ *福祉サービス第三者評価制度・*介護サービス情報の公表制度の推進 (20203)

サービス利用者の主体的な選択を支援し、サービスの質の向上を促進するため、東京都は第三者機関が行った評価情報を提供しています。また、介護サービスの選択を利用者が適切に行えるように「*介護サービス情報公表制度」の活用を利用者に周知していきます。

(3) 事業者への適切な指導

《現状と課題》

現在、福祉サービスは、行政等が主体となって行う公的なサービス、介護保険事業者等により供給されるサービス、*NPOやボランティア等によって提供される*インフォーマルなサービス等、多様な形でさまざまなサービス提供主体により提供されています。

そのような中、サービス提供事業者に対して、事業運営の適正化や透明性の確保、利用者保護、利用者の視点に立ったサービスの提供および苦情対応も含めてサービスの質の向上を図る必要があります。

《具体的な事業》

○ 苦情やトラブルなどへの対応 (20301)

サービス利用者から市に寄せられた苦情については、利用者とサービス提供者の双方の主張を聞いて、関係機関と連携しながら解決に向けた働きかけを行います。

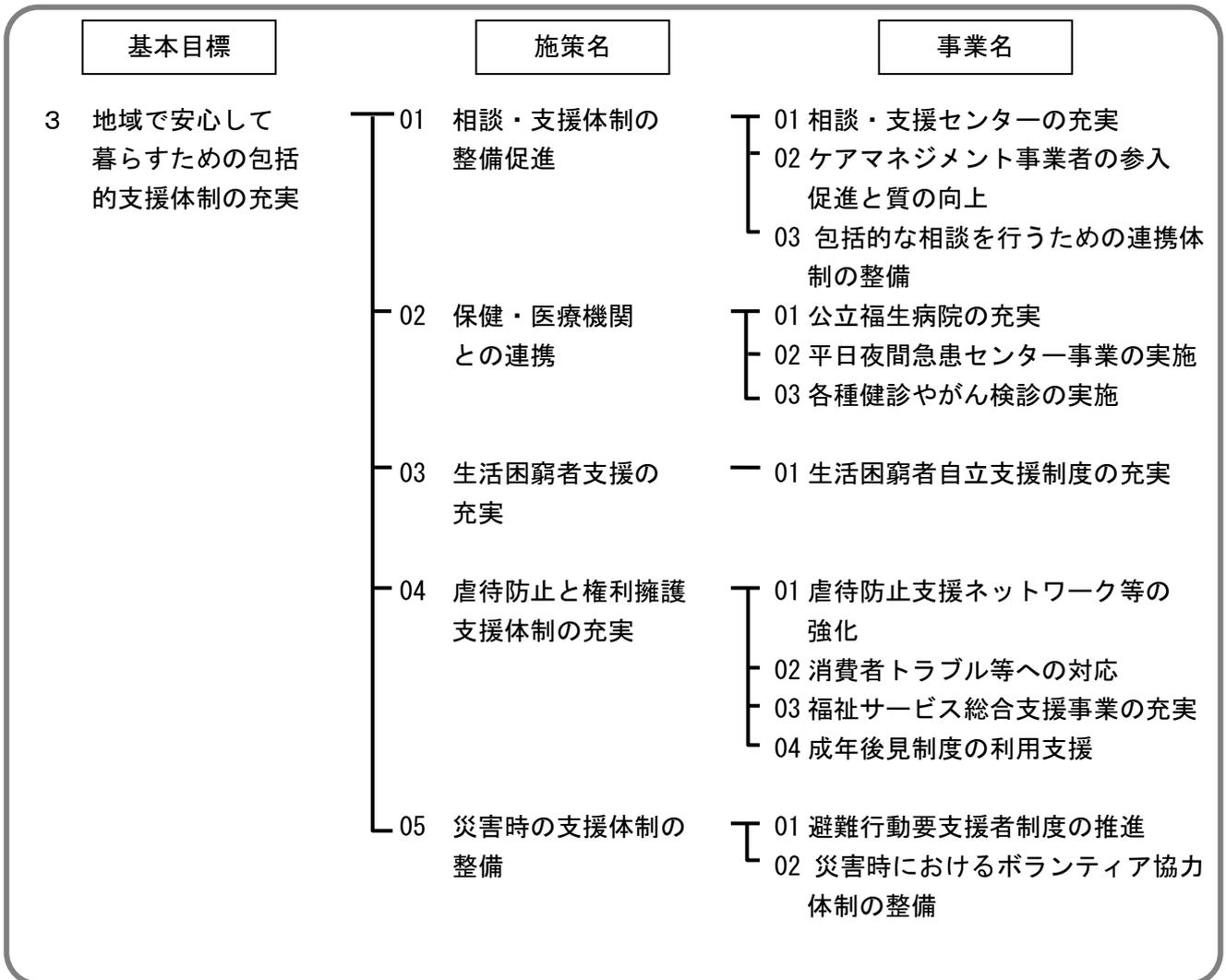
また、必要に応じて東京都や苦情解決のための第三者機関(*福祉サービス運営適正化委員会・*東京都国民健康保険団体連合会)等につなぎます。

○ 事業者への適切な指導 (20302)

事業者の運営の適正化およびサービスの質の向上の観点から、定期的に検査を実施し、問題がある事業所には、改善指導を行います。

また、必要に応じて、東京都に合同検査の実施などの協力を求めています。

基本目標 3 地域で安心して暮らすための包括的支援体制の充実



(1) 相談・支援体制の整備促進

《現状と課題》

複雑化・多様化する地域の課題をいち早く発見し、早期に対応していくためには、相談・支援体制の整備が必要です。

平成 28 年に改正された社会福祉法においても、市町村に地域生活課題の解決に向けた支援が包括的に提供される体制の整備が求められています。

近年では、さまざまな分野の課題が絡み合っていたり、複合的な支援を必要としたり、分野をまたがった総合的な支援の提供を必要とするケースも増えています。地域住民だけでは解決が難しいこれらの課題に対し、住民、保健福祉関係者、行政等が一体となって解決を図るための相談・支援体制づくりが求められています。

《具体的な事業》

○ 相談・支援センターの充実 (30101)

高齢者福祉の分野では、介護等に関するさまざまな相談・支援の増加および「在宅医療・介護連携の推進事業」等の地域支援事業の充実に対応するため、3箇所の*地域包括支援センターにおいて基幹型等の役割分担および連携の強化により、機能充実に努めていきます。

障害者福祉の分野では、*地域活動支援センター「あおば」や「ハッピーウイング」を中心に、関係機関との連携をさらに強化し、*障害者総合支援法に基づく*地域自立支援協議会の運営を行うなど、相談支援事業の一層の充実に努めます。

児童福祉の分野では、育児不安の解消や虐待の予防を目的に、専門職が妊娠期からの関わりを開始することで、虐待の早期発見、予防的取組みに努めています。

子ども家庭支援センターでは、専門職による虐待対策ワーカーを配置して、機能充実に努めるとともに、児童相談所や警察、保健センター、教育相談室、学校等との連携を強化していきます。

また、若者のひきこもりに関する相談については、*東京都ひきこもりサポートネットの周知や、講演会の実施による情報提供など、ひきこもり等の問題を抱える若者やその家庭を支援していきます。

これらの相談・支援機関や市の各担当窓口では、福祉サービスの利用などに関する相談や苦情などに的確に対応するとともに、必要に応じてさまざまな機関と連携し、支援や問題解決を図ります。

○ ケアマネジメント事業者の参入促進と質の向上 (30102)

介護保険の分野では、*地域包括支援センターが中心となり、支援の難しい事例に関して*ケアマネジャーに助言や指導をするほか、地域の*ケアマネジャーのネットワークづくりなどを行っていきます。

障害者福祉の分野では、障害福祉サービスを利用する障害のある人に、サービス等利用計画を作成する*指定特定相談支援事業者の事業者指定を行うとともに、適切な計画相談支援が行われるよう、助言・指導を行います。

また、市内の社会福祉法人等に対し、相談支援事業への取組みを要請していきます。

○ 包括的な相談を行うための連携体制の整備 (30103)

複合的な支援を必要とするケースにおいて、包括的な相談・支援ができるよう、市の関係部署が連携するための相談、支援体制の整備を行います。

(2) 保健・医療機関との連携

《現状と課題》

子どもから高齢者まで、ライフステージに応じて健やかで心豊かに生活できる社会の実現を目指し、働き盛り世代の健康づくりと地域とのつながりを重視した「健康はむら 21 (第二次)」を展開しています。健康の維持・増進には、日常生活において健康的な習慣を身に付けるとともに、趣味を通じた仲間や地域の人々との交流など、周囲

の人々とのつながりも重要です。

市では、市民の安全・安心を守る医療体制の一つとして、平日夜間急患センター事業を実施し、内科と小児科の夜間の初期救急に対応しています。今後も、市民の健康づくりや意識啓発をさらに進めるとともに、医師会や近隣市町村との連携を深め、きめ細かな医療提供体制を推進していく必要があります。

《具体的な事業》

○ 公立福生病院の充実（30201）

公立福生病院と地域の医療機関との連携など、適切な医療の提供ができるよう、医療体制やサービスの充実を図ります。

○ 平日夜間急患センター事業の実施（30202）

平日および土曜日の夜間における急な発熱や、体調がすぐれない場合などに、市内で治療を受けることができるよう、医療機関と連携を図りながら平日夜間急患センター事業を実施します。

○ 各種健診やがん検診の実施(30203)

疾病の早期発見・早期治療を行い、地域で自立した生活が送れるよう、市医師会や協力医療機関と連携し、健（検）診を実施します。

（3）生活困窮者支援の充実

《現状と課題》

ひとり暮らし、ひとり親世帯の増加などの世帯構造の変化や人と人とのつながりの希薄化が進む中、社会的孤立や貧困の世代間連鎖といった課題も深刻化しています。

こうした中「*第2のセーフティネット」の充実・強化を図ることを目的として成立した*生活困窮者自立支援法が平成27（2015）年4月から施行され、制度の理念である「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」が求められています。本人の自己選択・自己決定を基本に、必要な支援を受けながら、日常生活の自立・社会生活の自立・経済的自立の促進につなげていくことが重要です。

《具体的な事業》

○ 生活困窮者自立支援制度の充実（30301）

相談窓口の周知に努め、問題が深刻化する前の対応を目指します。また、包括的相談支援である自立相談支援事業を始め、家計相談支援事業や子どもの学習支援事業の効果的な実施を進め、ニーズに応じた事業の実施を検討していきます。

(4) 虐待防止と権利擁護支援体制の充実

《現状と課題》

福祉サービスの多くが利用者自らの意志で選択して利用する制度に移行した中で、福祉サービスを選び、決定することが困難な方への支援も充実していく必要があります。支援するしくみとしては、*地域福祉権利擁護事業や*成年後見制度があります。

国では、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。これらの動向を踏まえ、権利擁護に関する地域連携ネットワークづくりが求められています。

また、児童、高齢者、障害のある人に対する虐待や、配偶者やパートナーからの暴力(*ドメスティック・バイオレンス)については、それぞれの関係法令に基づき、虐待の発生防止、早期発見・早期対応、保護・支援を適切に行うための体制を整備しています。今後は、関係機関の連携・協力体制をより一層強化していくことが求められています。

《具体的な事業》

○ 虐待防止支援ネットワーク等の強化 (30401)

児童虐待の対応については、*要保護児童対策地域協議会の調整機関である子ども家庭支援センターが、平成28年の児童福祉法の改正に基づき、児童福祉司、保健師、保育士等の専門職の配置や、職員の研修を重ね、関係機関の対応を統括し、実効ある役割を果たしていきます。

配偶者やパートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)については、東京都の女性相談センターや警察等と連携し、被害者の保護と自立に必要な支援を行います。

高齢者虐待の対応については、「*高齢者虐待防止連絡会議」等により、虐待防止に向けて関係団体との情報の共有や理解の促進を図ります。また、虐待事例をもとに支援の方向性などを検討するため、必要に応じて専門家や関係機関の職員で構成する虐待対応ケア会議を開催します。さらに、さまざまな事態に備え、緊急ショートステイの適切な運用を図ります。

障害者虐待の対応については、市民や関係機関に対する障害者虐待の理解普及や啓発などを通して地域の見守りネットワークの構築を推進するとともに、通報義務の周知を図り、障害のある人への虐待の防止、早期発見、早期対応に努めます。また、地域自立支援協議会等により、関係機関との連携協力を推進します。

○ 消費者トラブル等への対応 (30402)

いわゆる悪質商法等の対応については、市の消費生活センターが中心となり相談に応じています。特に、高齢者の関心が高い健康や住まいに関係する契約を迫られ、トラブルとなるケースも発生しています。判断能力が十分でない認知症高齢者等に対しては、地域での見守り活動が大きな役割を発揮することから、*民生・児童委員、*友愛訪問員、*老人クラブ、小地域ネットワーク活動団体等に対する啓発普及を進めるとともに、消費生活センターと*地域包括支援センターの連携に努めます。

○ 福祉サービス総合支援事業の充実 (30403)

*地域福祉権利擁護事業を実施する*社会福祉協議会に、高齢者や障害のある人等へのサービス利用援助や苦情相談、弁護士による専門相談等を行う福祉サービス総合支援事業を委託し、利用が促進されるよう周知に努めます。

○ *成年後見制度の利用支援 (30404)

判断能力が不十分で、家族や親族等からの支援を受けられないひとり暮らし高齢者等に、*成年後見制度についての説明や家庭裁判所への審判申し立ての案内など、手続き等に関する相談支援を行う利用支援機関の運営を社会福祉協議会に委託し、制度の活用を支援します。

また、身寄りが無い・経済的負担ができないなど、補助を受けなければ制度の利用が困難であると認められる高齢者や障害のある人等の場合には、市が審判申し立てや後見人報酬の費用助成を行います。

(5) 災害時の支援体制の整備

《現状と課題》

市では、災害時における共助を推進するため、平成24年7月から、申請方式による*災害時要援護者登録制度を実施しています。こうした中、東日本大震災の教訓を踏まえ、より実効性のある避難支援がなされるよう、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、平成28年度より*避難行動要支援者制度を開始しました。この制度は、災害時に、高齢者・障害のある人等の要配慮者のうち、特に支援を要する方(避難行動要支援者)の名簿を市が事前に作成しておき、災害時の安否確認や避難誘導などに役立つものです。

日頃から一人ひとりが防災意識を持つとともに、地域住民と関係団体等との連携・協力、災害時の支援体制の整備が求められています。

《具体的な事業》

○ 避難行動要支援者制度の推進 (30501)

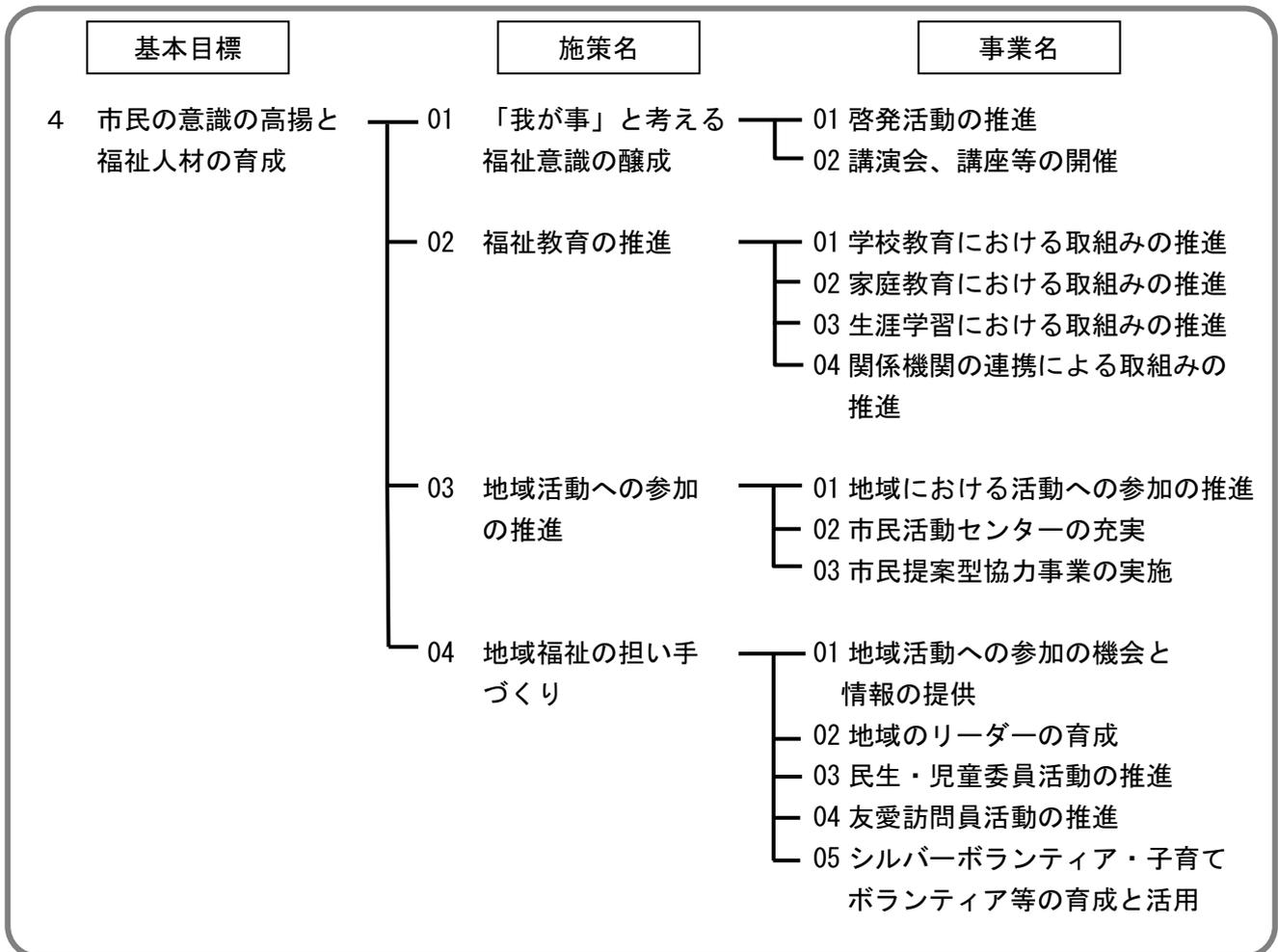
市の広報紙や公式サイト等のほか、町内会・自治会、*民生・児童委員等を通じて、避難行動要支援者制度について、地域住民へ周知するとともに、推進していきます。

また、消防署や警察等を含む避難支援等関係者との連携を図り、避難体制の整備に努めます。

○ 災害時におけるボランティア協力体制の整備 (30502)

災害発生時には、市内および近隣市町村はもとより、さらに広域的な支援が必要となることが想定されます。支援体制の充実を図るためにはボランティアの存在が欠かせません。受け入れ体制の整備と効果的な支援について検討していきます。

基本目標 4 市民の意識の高揚と福祉人材の育成



(1) * 「我が事」と考える福祉意識の醸成

《現状と課題》

地域福祉を推進していくためには、お互いに支えあって生きていく社会こそが当たり前であるという*ノーマライゼーションの理念がすべての地域住民に浸透していくことや、日頃からの地域住民同士のコミュニケーションづくりが不可欠です。

改正された社会福祉法においても、地域住民が自ら暮らす地域の問題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組みが求められています。

今後も市民が地域福祉や健康づくりへの関心や理解を深める機会などが必要です。共生社会の実現に向けて、多様性を認め合う意識づくり、支えあいの意識づくりが求められています。

《具体的な事業》

○ 啓発活動の推進 (40101)

「誰もが地域の中で普通に生活を送れる社会 (*ノーマライゼーション)」の理念の浸

透を図るとともに、人々が「身体的・精神的・社会的により良く生きている状態（*ウェルビーイング）」を実現するため、さまざまな機会をとらえて啓発活動を推進します。

○ 講演会、講座等の開催（40102）

さまざまな学習や意識啓発、交流の機会を提供するため、各種の講演会、講座等を開催します。

健康の分野では、健康づくりに関する講座等の開催の他、健康づくり推進員等との連携により、健康づくりと意識啓発を図るイベント等を開催します。

（２）*福祉教育の推進

《現状と課題》

地域福祉を推進していくためには、社会のあらゆる構成員が社会福祉の担い手として、それぞれの役割を果たしていく中で、福祉について考え、理解を深めるための学習の機会が得られることが必要です。また、幼少時からの*福祉教育は、高齢者や障害のある人等への理解を深め、人への思いやり、支えあう気持ちを養います。生涯を通じて、福祉をテーマとした学習、福祉関係団体の活動への参加など、福祉への関心と理解、共感を深める機会が求められます。

《具体的な事業》

○ 学校教育における取組みの推進（40201）

各学校が取り組む人権教育を中心に「*羽村学(郷土学習)」「人間学(キャリア教育)」等の授業を通して、地域への愛着が育まれるよう、地域および関係機関と協力しながら取り組んでいきます。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした学習機会の提供により、ボランティアマインド、障害者理解などの育成を通じて、福祉教育の推進を図ります。

○ 家庭教育における取組みの推進（40202）

家庭教育の推進については、学校、PTAと連携し、保護者が抱える不安・疑問を解消する学習の場として、家庭教育セミナーを開催し、保護者の教育力の向上をめざし取り組んでいきます。

○ 生涯学習における取組みの推進（40203）

各種の講演会や講座等の開催の機会に、*福祉教育の視点を盛り込んだ企画を検討します。

○ 関係機関の連携による取組みの推進（40204）

市および関連団体が*福祉教育についての共通認識を深め、連携した取組みを推進します。

(3) 地域活動への参加の推進

《現状と課題》

近年、ボランティアや社会福祉法人、*NPO法人等が地域で多様な活動による社会貢献活動を展開しています。これらの団体は、公的なサービスで補うことができないニーズにも柔軟に対応しています。

また、平成28年3月の社会福祉法人制度の改革により、社会福祉法人には、「地域における公益的な取組み」を実施する責務が追加されました。

今後は、行政がすべてを担うのではなく、地域の課題は地域や地域の団体等が自らの責任で解決していく取組みが望まれます。

*市民活動センターでは、市民活動に関する情報収集・提供、ネットワークづくり、相談・活動支援などを進めています。市内の市民活動団体は地域づくりの担い手として期待されており、より多くの市民が積極的に多様な活動に参加することが望まれます。また、団塊世代を含めたシニア世代が豊富な知識や社会経験を活かして、社会参加や社会貢献などに積極的に携われるようなしくみづくりも求められています。

《具体的な事業》

○ 地域における活動への参加の推進 (40301)

地域で抱える共通課題の解消・改善のために地域活動は大きな役割を果たします。

ボランティア活動や地域活動等への参加が推進されるよう情報提供に努めます。

○ 市民活動センターの充実 (40302)

市民活動センターを拠点に、市民活動団体の活動支援やNPO法人の設立支援を行います。また、市民の地域活動への参加を促すため、各種講座を開催します。

○*市民提案型協力事業の実施 (40303)

市民活動団体が事業を企画し、市と協働して実施する提案事業を募集し、実施します。

(4) 地域福祉の担い手づくり

《現状と課題》

地域では、*民生・児童委員、友愛訪問員、町内会・自治会、*老人クラブ、社会福祉法人、*NPO法人、ボランティアなど、多様な団体や人材による相談・支援活動が実施されています。少子高齢化が進む中で、将来にわたり地域福祉を支える人材の育成が求められています。

また、地域での福祉活動を推進し継続させていくには、活動のすそ野を広げていく必要があります。そのためには、幅広い世代から福祉活動への参加促進を目指し、ボランティア活動等への参画のきっかけづくりを継続していくことが求められています。地域の支えあい活動を促進するためには、地域で活動する方、活動したい方への情報提供が重要です。

《具体的な事業》

○ 地域活動への参加の機会と情報の提供 (40401)

*市民活動センターや生涯学習センターゆとろぎでは、定年退職された方やシニア世代の方をはじめとした多様な年代の方々が、各種団体やボランティアとして地域で活動することで生きがいのある人生を送れるよう、さまざまな団体との連携を図りながら、各種団体を紹介する事業や情報提供を推進し、地域活動の活性化に努めます。

○ 地域のリーダーの育成 (40402)

市民活動センターや生涯学習センターゆとろぎでは、地域におけるふれあい・交流活動を推進していくために、地域のリーダーやリーダーをサポートする人材を育成します。

○ 民生・児童委員活動の推進 (40403)

民生・児童委員は、地域と行政とを結ぶ「要」として地域福祉の推進に重要な役割を果たしています。地域に根ざした福祉活動の充実のため、研修等の実施により資質の向上を図るほか、必要に応じて定員数の見直しや担当区割の変更を検討し、より機能的な活動が行えるよう支援します。

○ 友愛訪問員活動の推進 (40404)

友愛訪問員は、地域社会との交流の少ない65歳以上のひとり暮らし高齢者や70歳以上の高齢者のみの世帯を定期的に訪問し、安否確認や話し相手になるなどの活動を行っています。必要に応じて友愛訪問員を増員するなど活動体制を整え、地域や民生・児童委員との連携のもとに、対象者の孤独感の解消と事故の未然防止を図っていきます。

○ シルバーボランティア・子育てボランティアなどの育成と活用 (40405)

介護や子育てなどに関する知識や情報を伝える地域の人材を育成し、地域の介護力・子育て力の向上を図り、ボランティアとの連携を深めていきます。